

秘密保持及び反社会的勢力の排除に関する契約書

一般社団法人スマートフォン登録修理業協会（以下「甲」という）と _____
（以下「乙」という）とは、甲が創作し提供するスマートフォン登録修理業協会のサービス業務（以下「本業務」という。）に関し、甲及び乙が相手方に提供する情報の秘密保持につき、以下の通り契約を締結する。

第1条（目的）

甲及び乙は、本取引に関し、相互に相手方に開示する情報の保護を目的として本契約を締結するものとする。以下、本契約において、情報を開示する当事者を甲、情報を受領する当事者を乙とする。

第2条（秘密情報）

1. 本契約において「秘密情報」とは、本取引に関して、甲が乙に対して開示した営業上・技術上の情報で、書面（電磁的記録を含む、以下「文書等」という。）、口頭を問わず秘密とすることを明示されたものをいう。
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外されるものとする。
 - ① 乙が甲より受領した時点で既に公知であった情報
 - ② 乙が甲より受領後、乙の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ③ 乙が甲より受領後、守秘義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
 - ④ 乙が、秘密情報によらず独自に開発した情報

第3条（乙の秘密保持義務）

1. 乙は、受領した秘密情報に関する秘密を第三者に開示、漏洩してはならない。
2. 乙は、秘密情報を、本取引に必要な最小限度の範囲を除き、甲の事前の書面による承諾なく秘密情報を複製してはならない。
3. 乙は、前各項の義務を履行するため、秘密情報につき必要かつ合理的な保護手段を講じなければならない。

第4条（事故報告）

乙は、秘密情報に関し、前条に違反し、又は違反するおそれがある事態が生じたと判断

するときは、直ちに、その旨を甲に報告し、甲の指示を仰がなければならない。 第5条（監査） 乙は、甲より秘密情報の取扱いの状況について報告を求められたときは、遅滞なくその状況を文書等により報告しなければならない。

第6条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とし、有効期間満了日の2ヶ月前までに何れの当事者からも解約の申し出がない場合には、更に1年間延長し、以後も同様とする。
2. 本契約が終了した場合といえども、本契約第3条ないし第4条で定める義務は本契約終了後5年間存続する。

第7条（契約終了後の措置）

1. 乙は、本契約が終了したとき、又は、甲より請求があったときは、直ちに秘密情報の記録された文書等及びそれらの複製物の一切を、甲の指示に従い返還し、又は廃棄するものとする。
2. 乙は、前項による甲の指示に基づき秘密情報の記録された文書等及びそれらの複製物を廃棄した場合において、甲の請求があったときは、遅滞なく廃棄に関する証明書を提出するものとする。

第8条（損害賠償）

1. 乙は、本契約に違反することにより甲に損害を与えたときは、これにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。
2. 甲が被害を被った場合、甲は乙に対して違約金として金五千万円を請求することができ乙は甲に支払うものとします。ただし、甲に前記金額を超える損害が発生した場合、甲は乙に対し、その超過額を請求することができる。

第9条（反社会的勢力との取引排除）

1. 甲及び乙は、次に定める事項を表明し、保証する。
 - ① 自己及び自己の役員・株主（以下「関係者」という）が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます）でないこと
 - ② 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと

- ③ 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと
 - ④ 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと
 - ⑤ 自己・自社が社会の規範になるため社会秩序の維持・法令順守すること
 - ⑥ 自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと
2. 甲及び乙は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、相手方は他方当事者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとする。

第10条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、訴額に応じて大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲： 大阪府大阪市中央区西心斎橋 1-8-9 2F 一般社団法人スマートフォン登録修理業協会代表取締役 古賀 潤一郎

乙：